

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	博物館法改正の国会論議
著者 / 所属	高野 涼子 / 文教科学委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	448 号
刊行日	2022-7-29
頁	94-104
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20220729.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75013）／ 03-5521-7686（直通））。

博物館法改正の国会論議

高野 涼子

(文教科学委員会調査室)

1. はじめに
2. 本法律案の提出の経緯
3. 本法律案の概要
4. 主な国会論議
5. おわりに

1. はじめに

第208回国会（常会）において、「博物館法の一部を改正する法律案」（閣法第31号。以下「本法律案」という。）が、令和4年4月8日の参議院本会議で多数をもって可決され、成立した（施行期日は令和5年4月1日）。本稿では、本法律案の提出の経緯、本法律案の概要、主な国会論議を紹介する。

2. 本法律案の提出の経緯

（1）博物館制度の現状

博物館法は、社会教育法に基づき、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とし、昭和26年に制定された。博物館は、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料収集・保管、調査研究、展示、教育普及といった活動を一体的に行う施設であり、歴史博物館、科学博物館、美術館、動物園、水族館などの施設が含まれる。

博物館には、①地方公共団体、一般社団・一般財団法人、宗教法人、政令で定める法人（日本赤十字社、日本放送協会）という限られた者が設置するもので、博物館法の規定する要件¹を備え、都道府県・指定都市の教育委員会の登録を受けた施設である「登録博物館」、②一定の要件²を備え、登録博物館に類する事業を行う施設として国又は都道府県・指定都

¹ 館長及び学芸員の必置、年間150日以上の開館等。

² 学芸員に相当する職員の必置、年間100日以上の開館等が博物館法施行規則に定められている。

市の教育委員会の指定を受けた「博物館相当施設」、③博物館法の対象外で、社会教育調査上把握されている「博物館類似施設」がある³。その数は、平成30年度社会教育調査⁴によると、30年10月時点で、登録博物館914館、博物館相当施設372館、博物館類似施設4,452館、合計で5,738館であり（図表参照）、全博物館の約8割が博物館法の対象外という現状にある。

図表 博物館の分類（平成30年度社会教育調査）

	歴 史	美 術	科 学	総 合	植物園	野 外	動物園	水族館	動植物園
登録博物館（914館）	331	359	68	131	2	10	5	8	0
＜設置主体＞ 地方公共団体、一般（公益）社団・財団法人、宗教法人、日本赤十字社、NHKに限られる	国 公 私	国 公 私	国 公 私	国 公 私	国 公 私	国 公 私	国 公 私	国 公 私	国 公 私
＜登録要件＞ 館長・学芸員の必置、年間150日以上の開館等 ※都道府県、指定都市教委による登録が必要	- 245 86	- 184 175	- 52 16	- 109 22	- 1 1	- 6 4	- 4 1	- 5 3	- 0 0
博物館相当施設（372館）	139	94	36	23	9	6	29	30	6
＜設置主体＞ 制限なし	国 公 私	国 公 私	国 公 私	国 公 私	国 公 私	国 公 私	国 公 私	国 公 私	国 公 私
＜登録要件＞ 学芸員相当職の必置、年間100日以上の開館等 ※国又は都道府県、指定都市教委による指定が必要	8 56 75	5 51 38	7 19 10	7 7 9	1 5 3	1 3 2	0 22 7	1 12 17	0 4 2
博物館類似施設（4,452館）	2,858	616	350	318	101	91	59	43	16
＜設置主体＞ 制限なし	国 公 私	国 公 私	国 公 私	国 公 私	国 公 私	国 公 私	国 公 私	国 公 私	国 公 私
＜登録要件＞ 制限なし	100 2,451 307	4 353 259	43 260 47	41 231 46	5 79 17	4 71 16	0 49 10	1 34 8	0 14 2
合計 5,738館 (100%)	3,328 (58%)	1,069 (19%)	454 (8%)	472 (8%)	112 (2%)	107 (2%)	93 (2%)	81 (1%)	22 (0%)

（出所）文化庁資料

近年、文化芸術を観光の振興に活用しようという動きが見られるなど、博物館に期待される役割・機能も変化している。平成13年に文化芸術振興基本法⁵として制定され、29年に名称変更された文化芸術基本法や令和2年に制定された文化観光推進法⁶では、博物館が文化芸術そのものの振興にとどまらず、文化芸術の発信、観光等の拠点として文化・観光・経済の好循環を形成していくことを目指している等、博物館は、従来の収集・保管・展示・教育・調査研究の機能に加え、観光、まちづくり、福祉、デジタル化等、社会や地域が抱

³ このほか、社会教育調査上把握されていない広義の博物館もある。

⁴ 社会教育調査は、社会教育行政に必要な社会教育に関する基本的事項（職員に関する事項、施設・設備に関する事項、事業実施に関する事項等）を明らかにすることを目的としている。本調査は、都道府県・市町村教育委員会、都道府県・市町村首長部局、公民館、図書館、博物館、博物館類似施設、青少年教育施設、女性教育施設、社会体育施設、民間体育施設、劇場、音楽堂等、生涯学習センターを対象に、3年ごとに実施される。

⁵ 平成13年に制定された文化芸術振興基本法（現在の文化芸術基本法）の第26条において「国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。」と規定されている。同法は、29年の改正で文化芸術基本法へと名称を変更し、第2条第10項に「文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。」との規定が加わった。

⁶ 正式名称は、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律。同法は文化財等の文化資源を有し、観光事業者と連携する博物館等を「文化観光拠点施設」としており、これらに対して予算上の支援等を行うことで、地域における文化・観光・経済の好循環を形成していくことが目指されている。

える課題への対応など、多様化・高度化した役割・機能を担うことが期待されるようになっている⁷。

（２）博物館制度の見直しに関する検討

ア 文部科学省「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」

博物館法上の登録制度については、平成19年に「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」が取りまとめた報告書（「新しい時代の博物館制度の在り方について」（以下「平成19年報告書」という。））において、全博物館の約８割が博物館法の対象外という状況にあり、「博物館登録制度が我が国の博物館の活動の基盤を形成しているとは言いがたい状況」とであると指摘された。そして、学芸員等の職員の有無や開館日数等の外形的な審査が中心となっている現行の博物館登録制度を見直し、設置主体の限定を撤廃し、相当施設の指定制度を登録制度に一本化すること、実質的な博物館活動の審査を行うために、登録審査に専門家からなる第三者機関が参画すること等が提言された。

しかしながら、20年の社会教育法等改正の中で行われた博物館法の改正では、18年の教育基本法改正を踏まえた規定の整備等が行われたのみで、平成19年報告書の提言内容の大部分が反映されなかった。この点、20年の社会教育法等改正案の国会審議の際、参議院文教科学委員会の附帯決議において、「多様な博物館がそれぞれの特色を発揮しつつ、利用者の視点に立ったより一層のサービスの向上が図られるよう、関係者の理解と協力を得ながら登録制度の見直しに向けた検討を進める」よう努めるとされ、博物館法の登録制度の見直しの必要性が指摘された。

イ 日本博物館協会

公益財団法人日本博物館協会は、平成19年報告書等を踏まえ、平成29年に「博物館登録制度の在り方に関する調査研究」報告書を公表した。同報告書では、今後の博物館登録制度の在り方に係る基本的方向性の整理を行った上で、外形的な基準に活動面等を加味し、規模の大小を問わず適用できる内容とした具体的な登録基準の改訂案が示された。

ウ 日本学術会議

日本学術会議においても、平成29年及び令和２年の２度にわたり、登録制度や学芸員制度に関する提言が行われた。平成29年の提言（「21世紀の博物館・美術館のあるべき姿―博物館法の改正へ向けて」）では、登録館と相当施設の新たな登録制度への一本化等が、令和２年の提言（「博物館法改正へ向けての更なる提言～2017年提言を踏まえて～」）では、外形的な「登録」から「認証」による質の保証・向上に重点を移した新しい認証制度への転換等が、それぞれ提言された。

エ 文化審議会

従来、社会教育施設である博物館は文部科学省本省が所管し、美術館や歴史博物館は

⁷ 令和元年に開催された第25回国際博物館会議（I COM）京都大会では、文化観光、まちづくり、社会包摂など現代社会における様々な事柄をつなぐ「文化をつなぐミュージアム（Museums as Cultural Hubs）」の理念の徹底」等の決議が採択された。

博物館の一種ではあるが文化施設でもあるとして文化庁も所管していたものの、平成30年の文部科学省設置法改正により、文化庁が、博物館に関する事務について一括して所管することとされた。令和元年には、博物館の振興に関する事項の調査審議を行う機関として、文化庁の文化審議会に博物館部会が設置された。3年2月、博物館を取り巻く環境と社会からの要請が変化する中で、登録制度をはじめとする博物館法を改正する必要性が各所で指摘されていることを踏まえ、博物館部会の下に「法制度の在り方に関するワーキンググループ」（以下「法制度WG」という。）が設置され、博物館法制度の在り方について具体的な検討が開始された。

同年8月、文部科学大臣から文化審議会に対して「これからの時代にふさわしい博物館制度の在り方について」の諮問がなされた。諮問では、博物館登録制度について、外形的な審査基準は事業内容と経営の質の向上にほとんど貢献できていないことや登録の対象が限定されているために近年の博物館の設置主体の多様化に対応できていないこと等の問題意識が示され、これからの時代に求められる博物館の役割や経営と活動の改善・向上を促進するという視点から、博物館登録制度の在り方を中心に審議することが求められた。法制度WGにおいて、更なる検討を行った結果、同年12月、文化審議会により「博物館法制度の今後の在り方について（答申）」（以下「答申」という。）が取りまとめられた。

（３）本法律案の提出

以上の経緯を経て、令和4年2月22日、政府は、本法律案を閣議決定し、同日、第208回国会に提出した。

３．本法律案の概要

（１）法律の目的の見直し

本法律案では、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることから、博物館が従来担ってきた社会教育施設としての機能のみならず、文化芸術基本法を踏まえた文化拠点としての役割を担う施設であることを明確に位置づける必要があるという趣旨の下、博物館法の目的について、社会教育法に加えて、文化芸術基本法に基づくことを追加することとしている。

（２）博物館登録制度の見直し

ア 設置者要件の見直し

現行の博物館法は、登録博物館の設置主体について、地方公共団体、一般社団・一般財団法人等と限定列举されており、設置主体の多様化に対応できていないと指摘されていた。答申では、設置主体の法人類型による限定を見直し、その対象を可能な限り拡大すべきとされた。

本法律案では、博物館の定義規定において、限定列举されていた設置者に係る記述を削除するとともに、地方公共団体又は地方独立行政法人の設置する登録博物館を「公立

博物館」、公立博物館以外の登録博物館を「私立博物館」と定義している。

また、登録対象となる博物館の設置者の要件については、地方公共団体・地方独立行政法人と要件を満たす法人（①博物館運営に必要な経済的基礎を有する、②博物館運営を担当する役員が博物館運営に必要な知識又は経験を有する、③博物館運営を担当する役員が社会的信望を有する）と定められている。これにより、地方独立行政法人立や株式会社立等の博物館の登録が可能となった。なお、国及び独立行政法人の設置する施設（以下「国立博物館」という。）は、引き続き登録の対象外とされている⁸。

イ 登録要件の見直し

本法律案では、登録の要件として①博物館資料の収集・保管・展示・調査研究を行う体制、学芸員等職員の配置、施設・設備について、都道府県・指定都市の教育委員会の定める基準に適合するものであること、②年間150日以上開館すること等を定めている。都道府県・指定都市の教育委員会が①に係る基準を定めるに当たっては、文部科学省令で定める基準を参酌することとしている。なお、登録の審査は引き続き都道府県・指定都市の教育委員会が行うこととしている。

また、外形的な基準のみならず、博物館の活動内容に係る審査を行うとの本法律案の趣旨に鑑み、都道府県・指定都市の教育委員会は、登録に際して、博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこととしている。

ウ 登録された博物館に係る手続

現行の博物館法では、登録要件に係る事項の変更があった場合に、博物館の設置者が都道府県・指定都市の教育委員会に届出を行い、登録の要件を欠いた場合は、当該教育委員会は登録の取消を行う仕組みがある。しかし、この仕組みが必ずしも十分に機能していないという指摘がなされていた⁹。

本法律案では、登録審査時の水準が維持されていることを審査主体が適切に確認するとともに、博物館の活動と経営の改善・向上を継続的に担保するための仕組みとして、新たに①登録博物館の設置者は、博物館の運営状況について、定期的に都道府県・指定都市の教育委員会に対して報告しなければならないこととするとともに、②都道府県・指定都市の教育委員会は、当該博物館の設置者に対し、登録博物館の適正な運営を確保するために必要がある場合は、報告又は資料の提出を求めること、③都道府県・指定都市の教育委員会は、当該博物館の設置者に対し、登録博物館が登録基準に該当しなくなったと認める場合は、必要な措置をとるべきことを勧告すること、また、正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかった場合は、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができることとしている。

また、登録博物館の設置者が、上述①の定期報告を行わなかった場合、上述②の報告又は資料の提出を行わなかった場合、上述③の命令に違反した場合等には、都道府県・

⁸ この点、答申では、「我が国の博物館に関する法令においては、国立博物館に係る独立行政法人個別法令等と、公立・私立博物館に係る博物館法が、両輪として体系を構成しているものであり、実務上は、博物館法の登録の対象とする必要は必ずしもないと考えられる。」とされていた。

⁹ 答申25頁

指定都市の教育委員会は当該博物館の登録を取り消すことができることを定めている。

（３）博物館事業の追加

本法律案では、博物館の事業に、①博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること（デジタルアーカイブ化¹⁰）、②学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うことを新たに追加している。

（４）他の博物館等との協力等

本法律案では、博物館が、①他の博物館等と相互に連携を図りながら協力すること、②地方公共団体等の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力し、地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動の推進を図ることで地域の活力の向上に寄与することを努力義務としている。

（５）学芸員補の資格要件の見直し

学芸員補¹¹の資格要件について、現行の博物館法では、高等学校卒業程度の学歴を有する者は、学芸員補となる資格を有するとされていたが、法制定当時と比較して大学進学率が向上したことや博物館活動の高度化・複雑化等を踏まえ、本法律案では、短期大学士の学位を有する者¹²で、文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位¹³を修得したものに改めることとしている¹⁴。

（６）博物館相当施設に関する規定の整備

現行の博物館法では、文部科学省令で定めるところにより、博物館の事業に類する事業を行う施設を、博物館相当施設として指定する制度が設けられている。国立博物館等は、登録の対象外とされているが、博物館相当施設には設置主体の限定がなく、指定を受けることが可能である¹⁵。

¹⁰ 文化庁においては、国立博物館の所有する国宝等の高精度なデジタル化<<https://emuseum.nich.go.jp/>>や、文化遺産のオンラインでの公開<<https://bunka.nii.ac.jp/>>などを進めている。なお、本稿のURLの最終アクセス日は令和4年7月19日。

¹¹ 博物館法では、博物館に専門的職員として学芸員を置くものとし、その職務を博物館資料の収集、保管、展示、調査研究等の事業についての専門的事項をつかさどることと定めている。また、博物館には、必ず置くこととされる館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができるとされており、学芸員補は学芸員の職務を助けるとされている。平成30年度社会教育調査によれば、全国で8,403人の学芸員、992人の学芸員補が業務に従事している。

¹² 専門職短期大学卒業者等の短期大学士相当の学位を有する者を含む。

¹³ 学芸員補についても、学芸員の資格要件に係る規定である現行の博物館法第5条第1項第1号の「文部科学省で定める博物館に関する科目の単位」について定めている博物館法施行規則第1条が適用される。生涯学習概論2単位、博物館概論2単位、博物館経営論2単位、博物館資料論2単位、博物館資料保存論2単位、博物館展示論2単位、博物館教育論2単位、博物館情報・メディア論2単位、博物館実習3単位の9科目19単位。

¹⁴ なお、学芸員制度の見直しについては、答申において、資格取得者の数に対して、実際に学芸員として採用される者の人数が極端に少ないことや専門的職員としての任用・位置づけの不明確さなどの課題はあるが、拙速な議論を避け、実態の把握を行いながら、中長期的な課題として継続的に検討していくと整理された。

¹⁵ 国立博物館については文部科学大臣が、その他の施設については原則として所在地の都道府県・指定都市の

本法律案は、博物館相当施設として指定する制度の枠組みを維持しつつ、登録博物館と同様、博物館相当施設についても他の博物館等との連携・協力の努力義務を定める規定を新たに設けることとしている。

（７）施行期日と経過措置

本法律案の施行期日は、一部を除き¹⁶、令和５年４月１日であり、本法律の施行の際現に登録を受けている博物館については、施行後５年間は登録博物館として扱われる等の経過措置¹⁷を定めている。

４．主な国会論議

（１）法律の目的

質疑者からは、法律の目的に文化芸術基本法の本質に基づくことが追加され、文化芸術の発信、観光等の拠点としての機能が求められる一方で、博物館資料の保存や調査研究等の博物館の基本的機能が後退してしまうことが懸念されるとの指摘があった。これに対し、文化庁は、博物館法において、資料の収集・保管、展示・教育、調査研究は博物館活動の中核を担う基本的な役割、機能として位置づけられており、本法律案でもその位置づけは変わらない旨答弁した。その上で、本法律案では、こうした基本的な役割、機能を確保した上で、文化観光やまちづくりへの貢献など、博物館に求められる役割、機能の多様化、高度化に対応するため、他の機関との連携や地域の活力の向上への寄与等を規定している旨答弁した¹⁸。

（２）博物館登録制度の見直し

ア 私立博物館の要件

私立博物館の設置者の要件に係る「経済的基礎」や「社会的信望」の判断基準について質疑があった。これに対し、文化庁は、都道府県・指定都市の教育委員会が文部科学省令を参酌して定める審査基準をもとに判断することになると述べた上で、現時点では、例えば、経済的基礎とは、会社更生法による更生手続や民事再生法による再生手続の中にはないこと、社会的信望とは、暴力団排除条例に規定する暴力団との関係がないことや、税金を滞納していないこと等、社会的信用の面から、博物館の運営を担当する役員について、適切な業務運営が期待できること等が想定される旨答弁した¹⁹。

イ 登録の審査基準

教育委員会が指定を行う。博物館法施行規則において、申請の手続（第19条）、指定要件の審査（第20条）、報告（第21条、第23条）、指定の取消（第24条）について定めている。

¹⁶ 法律の施行に関し必要な経過措置の政令への委任については、公布の日から施行するとしている。

¹⁷ その他の経過措置として、①本法律の施行の際現に学芸員となる資格を有する者は、引き続き学芸員となる資格を有する者とみなされる、②本法律の施行の際現に学芸員補の職にある者は、引き続き勤務する博物館において学芸員補として勤務することができる、③本法律の施行の際現に博物館相当施設の指定を受けている施設は、施行後も博物館相当施設として扱われる等が定められている。

¹⁸ 第208回国会衆議院文部科学委員会議録第4号19頁（令4.3.23）

¹⁹ 第208回国会参議院文教科学委員会議録第5号11～12頁（令4.4.7）

教育委員会が審査基準を定めるに当たり参酌することとされている文部科学省令の内容について、末松文部科学大臣は、本法律案成立後、文化審議会において検討した上で制定し各教育委員会に示すこととなっているため、現時点で決定したものではないが、例えば、その博物館資料の収集、保管、展示や調査研究体制については、資料の収集方針が策定され、体系的に資料が収集されていること、教育普及活動が実施されていること、調査研究の方針が策定され、その成果が展示、教育普及活動等を通じて利用者に還元されていること等を想定しており、いずれも規模、館種にかかわらず必要なものと考えている旨答弁した²⁰。

ウ 教育委員会における登録審査等の業務負担増への対応

登録審査等の手続に関与する都道府県・指定都市の教育委員会における業務負担の増大が想定されるが、業務負担増に対し国はどのように対応するのかとの質疑があった。これに対し、文化庁は、本法律案では施行日を令和5年4月1日とし、教育委員会において新しい登録基準を定め審査体制を整える時間を確保している旨答弁した。また、施行日から5年以内に登録を受け直す形の経過措置²¹により、教育委員会の登録の業務が一定期間に過度に集中しないように配慮するとともに、円滑な登録審査ができるよう、都道府県・指定都市の教育委員会と協議を重ねていく旨答弁した²²。

また、新たな審査基準は外形的な基準だけでなく、博物館の活動内容を考慮したものとされ、審査に当たる教育委員会に専門性が求められるが、どのように専門性を持った人材を取り入れていくのかとの質疑があった。これに対して、文化庁は、登録審査の実施に向けて関係団体と協力し、登録審査に係る学識経験を有する者を紹介する体制の構築、登録審査に係る学識経験を有する者や教育委員会の職員への研修などを行うことを考えている旨答弁した²³。

(3) 博物館資料のデジタルアーカイブ化

博物館の事業として、博物館資料のデジタルアーカイブ化が追加された理由について、文化庁は、①博物館資料をデジタル化し、インターネット等を通じて公開することは、国内外への成果の還元、文化芸術や調査研究活動の充実、文化観光や地域活性化への貢献などの面から意義深く、より多くの人々がアクセスできるようになることから、その重要性が高まっていること、②コロナ禍において、博物館の利用制限が課された際、デジタルアーカイブの必要性や有効性が関係者に改めて強く認識されたことを挙げた²⁴。

また、予算や人員等の不足によりデジタル技術を活用できない博物館に対する文化庁の対応についての質疑に対し、文化庁は、コロナ禍を契機とした全国の博物館のデジタル技術を活用した新たな取組等に対し、広く支援を行っており、博物館同士でネットワークを

²⁰ 第208回国会参議院文教科学委員会会議録第5号12頁（令4.4.7）

²¹ 現行制度下での登録博物館は、経過措置により施行後5年間は登録博物館として扱われるが、引き続き登録博物館の扱いを受けるには、5年以内に本法施行後の新たな登録制度の下で改めて登録を受ける必要がある。

²² 第208回国会参議院文教科学委員会会議録第5号5～6頁（令4.4.7）

²³ 第208回国会参議院文教科学委員会会議録第5号12頁（令4.4.7）

²⁴ 第208回国会衆議院文部科学委員会会議録第4号3頁（令4.3.23）

形成しつつ、デジタル技術の活用を含む新たな課題に取り組む博物館を支援できるよう、令和4年度予算に博物館機能強化推進事業を新たに計上した旨述べた²⁵。

（４）多様な主体との連携

地域の教育機関や民間団体などの多様な主体との連携促進について、文化庁は、令和4年度予算に計上した博物館機能強化推進事業により、博物館が、地域の商店や住民などと多様な連携、交流の下で事業を企画することで、博物館や地域の魅力を広く発信するなど先進的な取組を支援することとしていると説明した²⁶。

（５）館長の資質向上

博物館の館長のうち、行政職出身者が占める割合は、37.5%と全体の3分の1以上に上り、学芸系職員出身者（27.5%）を上回っている²⁷。博物館の館長の専門職化が望ましいのではないかと指摘もある中、その人材登用の在り方と、資質向上への取組について質疑があった。これに対して、末松文部科学大臣は、博物館の館長は、館の展示内容等に関する専門性への理解を有することはもちろん、館の魅力の社会への発信、地域社会との関係構築など様々な役割が求められており、博物館の事業全体をマネジメントする重要な役職であるという認識を示した一方で、具体的にどのような資質、能力を持った者を博物館の館長にするかは、館の目的や特性、地域の実情等を踏まえ、それぞれの設置者が判断することになっている旨答弁した。また、資質の向上について、本法律案では、国や都道府県が館長に必要な研修を行うことを新たに定めており、新任の館長への研修²⁸により資質の向上に一層努めたい旨答弁した²⁹。

（６）国立博物館の扱い

国立博物館の扱いについて、末松文部科学大臣は、国立博物館の設置及び運営に関する事項は、各独立行政法人の個別法等においてそれぞれの目的の下で定められていることなどから、本法律案において博物館登録制度の対象に含めないこととしている旨述べた。その上で、博物館相当施設として指定を受けた国立博物館については、資料の貸出しや職員の研修の実施など、他の博物館に協力を行うことなども明確に規定したところであり、国立博物館が一層全国の博物館のネットワークの中核的役割を担うことを期待している旨答弁した。また、答申では、国立博物館を含む全ての博物館の振興のために更なる制度整備を視野に入れその在り方を検討していくとされているところ、今後博物館部会で検討していきたい旨答弁した³⁰。

²⁵ 第208回国会衆議院文部科学委員会議録第4号17頁（令4.3.23）

²⁶ 第208回国会参議院文教科学委員会議録第5号2頁（令4.4.7）

²⁷ 公益財団法人日本博物館協会「令和元年度日本の博物館総合調査報告書」（令2.9）78頁

²⁸ これまでも国立教育政策研究所が年1回3日間の日程で就任後2年未満の館長等を対象に実施している。

<<https://www.nier.go.jp/jissen/training/r03/hakubutsukantyou.html>>

²⁹ 第208回国会衆議院文部科学委員会議録第4号9頁（令4.3.23）

³⁰ 第208回国会参議院文教科学委員会議録第5号12～13頁（令4.4.7）

(7) 博物館振興策

ア 登録のメリット

登録博物館になることのメリットについて、文化庁は、博物館の設置者は、登録されることで法律上の地位が与えられ、信用や知名度の向上が期待できることや、税制上の優遇措置³¹、美術品補償制度の利用などの法律上の優遇措置を受けることが可能となり、美術品の企画展をやりやすくなる、美術品の収集をしやすくなるといったメリットがあると述べるとともに³²、今ある登録のメリットを広く周知したい旨答弁した³³。

イ 私立博物館への支援

質疑者からは、新しく登録対象となる株式会社立等の博物館も税制優遇の対象とならなければ、登録申請をしようとししないのではないかと指摘があった。これに対し、文化庁は、国税については、令和4年度税制改正により、これまで登録博物館に認められていた優遇措置が法改正後の登録博物館についても引き続き措置されること、地方税についても、今回の法改正を踏まえ、新たに令和5年度の税制改正要望で対応すると説明した上で、引き続き登録のインセンティブについて検討を進めたい旨答弁した³⁴。

ウ 公立博物館への支援

質疑者からは、私立の登録博物館の設置者には税制上の優遇措置などの登録のメリットが多少あるが、公立の登録博物館にとって税制優遇はメリットと言えず登録博物館を目指す必要がないと考える自治体が多いのではないかと、老朽化対策等として施設整備に係る費用への補助が強化されると、自治体の登録へのモチベーションが上がるのではないかと指摘があった。これに対し、文化庁は、公立の登録博物館に対する施設整備費補助金については、地方分権の観点から平成8年に一般財源化されているのが今の状況であると説明した。その上で、老朽化の問題や改修、増築、設備補強などの小規模な施設整備への支援について、現場からも声が上がってくると推測するが、これまでの経緯も踏まえ、地域の声や各館の状況も見ながら検討する必要がある旨答弁した³⁵。

5. おわりに

博物館法は、戦後の復興期に制定されて以降、博物館法単体で改正されることがほとんどなかったが、今般約70年ぶりの改正となった。しかし、衆議院文部科学委員会の附帯決議では計6項目、参議院文教科学委員会の附帯決議では計8項目の配慮が求められた³⁶こ

³¹ 国税関係の措置として、博物館において標本等として用いる物品を輸入し又は寄贈された場合の関税の免除、博物館への贈与及び遺贈のみなし譲渡所得の非課税などがある。

地方税関係は、博物館設置者に対する、事業所税や固定資産税（公益社団・財団法人及び宗教法人のみ）等の非課税措置がある。

³² 第208回国会衆議院文部科学委員会議録第4号12頁（令4.3.23）

³³ 第208回国会衆議院文部科学委員会議録第4号19頁（令4.3.23）

³⁴ 第208回国会参議院文教科学委員会議録第5号13頁（令4.4.7）

³⁵ 第208回国会参議院文教科学委員会議録第5号3、5頁（令4.4.7）

³⁶ 衆議院文部科学委員会における附帯決議は衆議院ウェブサイト<https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/monka67F0EBF395DE147D4925881400316F51.htm>を、参議院文教科学委員会における附帯決議は参議院ウェブサイト<<https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/208/f>>

ともあり、課題山積の現状を印象づける結果となったとの指摘もある³⁷。

衆参の附帯決議では、「博物館に対する財政上の措置の拡充や新たな税制上の優遇策の検討などの様々な振興策を講ずる」ことが求められた。博物館に、資料の収集・保管、調査研究や教育普及活動だけでなく、まちづくりや文化観光への貢献も期待するならば、役割の拡大に見合った支援の拡充が必要となろう。

博物館の運営費が減少し人材も不足する中³⁸、とりわけ、小規模な博物館は予算規模や人員体制が脆弱となっている³⁹。参議院文教科学委員会の附帯決議で示されたように「小規模な博物館における経済的・人的資源の不足が深刻であることを念頭に置きつつ」、有効な支援策が実施されることにより博物館全体の底上げにつなげていくことが望まれる。

また、衆参の附帯決議では、学芸員の「雇用の安定等の処遇改善に努める」ことが求められた。博物館を中核で支える学芸員制度の見直しについては、答申では中長期的な課題とされ結論に至らなかった。末松文部科学大臣は、中長期的な課題として、今後更に関係者から意見を聞き、引き続き文化審議会で議論を深め、一定の方向性を得るべくしっかりと取り組みたい旨答弁した⁴⁰。一方、学芸員の公募は、ほとんどが単年度雇用の会計年度任用職員であり、学芸員業務にそぐわない低賃金⁴¹、不安定な雇用にある⁴²という状況下で、学芸員の処遇改善は喫緊の課題であり、中長期的な話だとのんびり構えていられる状況ではないという指摘もある⁴³。今後文化審議会で行われることが想定される学芸員制度の見直しに係る議論において、学芸員の処遇改善策の検討も併せて行われることが望まれる。

(たかの りょうこ)

068_040701-1. pdf>を参照されたい。

³⁷ 『朝日新聞』(令4. 5. 22)

³⁸ 公益財団法人日本博物館協会「令和元年度日本の博物館総合調査報告書」(令2. 9) 97、197～198頁によると、運営費や人件費が減少傾向にあり、財政面の厳しい状況や職員不足を課題としている館の割合が多いという状況が見受けられる。

³⁹ 文化審議会第2期博物館部会(第4回)(令2. 11. 5) 議事録

⁴⁰ 第208回国会参議院文教科学委員会会議録第5号15頁(令4. 4. 7)

⁴¹ 非正規公務員や研究者らでつくる民間団体「公務非正規女性全国ネットワーク」の調査(令4. 7) 8頁によると、フルタイム会計年度任用職員の約6割が令和3年度就労収入250万円未満だった。<https://nrwwu.com/main/wp-content/uploads/2022/07/hamunet_2022.pdf>

⁴² 公益財団法人日本博物館協会「令和元年度日本の博物館総合調査報告書」(令2. 9) 79頁によると、平成9年と令和元年を比較すると、1館当たりの常勤職員数は8. 0人から6. 4人に減少し、非常勤職員は1. 7人から2. 5人に増加しており、職員の非常勤化が進んでいる。

⁴³ 第208回国会衆議院文部科学委員会会議録第4号7頁(令4. 3. 23)